

平成 21 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト・テック
代表者名 代表取締役社長 小川毅彦
(JASDAQ・コード 2154)
問合せ先 取締役管理本部長 伊藤博史
電話番号 03-5777-7727

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 21 年 9 月 25 日開催予定の第 5 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株券の電子化に伴う変更

平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。)が施行され、株券の電子化が実施されております。これに伴い、決済合理化法附則第 6 条第 1 項により決済合理化法の施行日に定款変更の決議をしたものとみなされている、現行定款第 6 条(株券の発行)の削除を行い、現行定款第 8 条(株主名簿管理人)に関して株券の電子化に伴う所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置につき、所定の規定を附則に設けるものであります。

(2) 目的に関する規定

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

(3) 取締役及び監査役の責任免除に関する規定

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除することを可能とする旨の規定を追加するものであります。

なお、取締役の責任免除に関する規定について、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、規定の新設、削除に伴う条数の整理等必要な変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙に記載の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 9 月 25 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 9 月 25 日(金)

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (省 略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 一般労働者派遣に関する業務2. 特定労働者派遣に関する業務3. 有料職業紹介に関する業務4. <u>各種企業の企画、管理及び製造業務の代行、委託請負に関する業務</u>5. 企業における人材の採用及び雇用に関するコンサルティング6. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 (新 設)7. 不動産賃貸に関する業務8. 建物内外の保守管理、警備、清掃、緑化業務9. 上記1.～8.に関する教育・研修・訓練業務10. 前記各号に付帯する一切の業務 <p>第3条～第5条 (省 略) (株券の発行)</p> <p>第6条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>第7条 (省 略) (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 <p>第9条～第27条 (省 略) (新 設)</p> <p>第28条～第38条 (省 略)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 一般労働者派遣に関する業務2. 特定労働者派遣に関する業務3. 有料職業紹介に関する業務4. <u>企業の各種業務の代行、委託請負及び受託に関する業務</u>5. 企業における人材の採用及び雇用に関するコンサルティング6. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業7. <u>ソフトウェアの開発及びソフトウェアの販売</u>8. 不動産賃貸に関する業務9. 建物内外の保守管理、警備、清掃、緑化業務10. 上記1.～9.に関する教育・研修・訓練業務11. 前記各号に付帯する一切の業務 <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 <p>第8条～第26条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>第28条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 39 条～第 47 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>第 40 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条の規定は、平成 22 年 1 月 5 日までを有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれらを削除する。</p>